



羅針盤

司法改革
総合センター
ニュース

60期向け常勤スタッフ弁護士養成事務所の募集 (平成18年6月以降採用決定, 平成19年10月・12月養成開始)

常勤スタッフ弁護士養成事務所とは

(1) 定義

常勤スタッフ弁護士養成事務所とは、常勤スタッフ弁護士として日本司法支援センター（以下「支援センター」という）に就職を希望する新人弁護士（以下「被養成弁護士」という）を採用し、原則として1年間、弁護士としての実務研修・教育を実施した後、被養成弁護士を支援センターに送り出す事務所のことをいう（以下「養成事務所」という）。

(2) 趣旨・内容・数

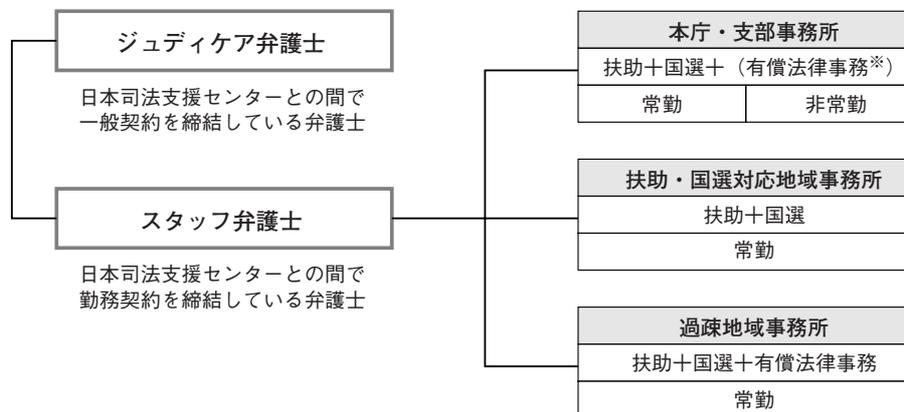
養成事務所における常勤スタッフ弁護士の養成は、先輩弁護士が新人教育と研修を担うことによって、新人弁護士に弁護士としての見識と能力を身に付けさせることにある。したがって、養成事務所における研修内容は、人権感覚を身に付ける実務研修を実施するオンザジョブトレーニングがメインとなる。

給与等の雇用条件は、個々の養成事務所が60期新人弁護士に対し提示する。参考までに、60期新人弁護士が1年間の養成後に常勤スタッフ弁護士として採用された場合の給与は、同期の裁判官・検察官と同程度（2～3年目の年間給与は約600万円程度）が支給される予定であり、一定の歩合給の導入も検討されている。

昨年度、59期司法修習生を対象とした養成事務所の数は、全国で104事務所、うち本会では14事務所が登録した（東京三会では34事務所）。しかし、東京地区での養成を希望する司法修習生が多いため、東京地区の養成事務所は圧倒的に不足している。そこで、本年度、本会は60期司法修習生を対象とした養成事務所として、30事務所の確保を目指している。

各養成事務所の受入人員は、1名でもよく、また、日弁連ひまわり基金制度における供給型A協力事務所や、弁護士任官等推進センターによる新人養成型弁護士任官支援事務所との兼任も、可能である。

図1 スタッフ弁護士の類型図



※本庁・支部に配置されるスタッフ弁護士が過疎地を巡回する場合、有償法律事務を取り扱うことも可能

● 養成事務所への支援

(1) 研修

本会はすべての新人弁護士を対象として新人研修を実施しているが、日弁連はこれに加えて、被養成弁護士に対し、1か月に1回程度、土曜日の午後に研修会を実施する。刑事弁護、クレーサラ、消費者問題、労働問題、交通事故、離婚、相続、税務等、実務に精通した弁護士が講師となり実践的な講義等を行なう。

(2) 事件の配点

支援センターは被養成弁護士に対し、10件程度の民事法律扶助事件・国選弁護事件を配点する予定である。これらの報酬を被養成弁護士の収入とすること（ただし、養成事務所の売上とすることもできる）などによって、養成事務所の経済的負担を軽減することもできる。

(3) 養成援助金の支給

日弁連は養成事務所に対し、日本司法支援センター常勤スタッフ弁護士養成援助特別会計設置要綱に基づき、100万円の養成援助金を支給し、養成事務所における常勤スタッフ弁護士養成費用の一部を援助する制度を設けている。手続は、被養成弁護士を採用してから4か月間が経過した段階で、養成事務所が日弁連に対して養成援助金の支給を請求し、経理委員会の承認に基づいて支給される。ただし、被養成弁護士が養成事務所に入所したときから1年6か月を経過したにもかかわらず当該養成事務所に所属している場合、あるいは被養成弁護士が養成事務所の紹介により他の事務所に入所した場合などには、日弁連が養成事務所に対して養成援助金の一部または全部の返還を求めるこ

ともある。

● 手続

(図3「60期養成事務所募集タイムスケジュール」参照)

(1) 応募

養成事務所として登録を希望する場合は、所定の応募申込書および新規登録会員募集票（60期司法修習生用）に必要事項を記入の上、本会を通じて日弁連の事務局へ提出する。

なお、59期の司法修習生の養成事務所として登録した事務所であっても、引き続き養成事務所として応募する場合、再度の登録が必要であって、「新規登録会員募集票（60期司法修習生用）」の「継続登録」、「スタッフ弁護士養成」箇所をチェックして日弁連の担当事務局まで提出することになっている。

(2) 確認および公表

日弁連の日本司法支援センター推進本部事務局は、「新規登録会員募集票（60期司法修習生用）」の記載内容を確認した後、日弁連のホームページ上で公表する。

● むすび

支援センターは、人権感覚豊かなスタッフ弁護士を必要としており、その養成は、会員の皆様の力に負うところが大きい。常勤スタッフ弁護士養成事務所に応募し、支援センターに送りだしていただきたい。

(東京三弁護士会日本司法支援センターに関する協議会 委員 安井規雄)

図3 60期養成事務所募集タイムスケジュール

2006.4.25

年度	平成18年度												平成19年度												平成20年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
60期	(前期修習 研習所)			分野別修習 (実務庁)									(後期修習 研習所)			★養成開始						★養成終了 (目安)														
新60期				導入研修			分野別修習 (実務庁)						実務庁 選択型			(研修所) 集合修習			★養成開始						★養成終了 (目安)											

日本司法支援センター 「常勤スタッフ弁護士養成事務所」を募集します (60期・新60期司法修習生対象養成事務所)

現在、日弁連日本司法支援センター推進本部ならびに各地方事務所において、日本司法支援センター(以下「支援センター」という)業務開始に向けて準備作業が進められています。支援センターが実施する国選・民事扶助等の業務については、同センターと契約する弁護士が担うことを原則としつつ、常勤スタッフ弁護士がこれを補完することになります。

日弁連では、第59期司法修習生に引き続いて、常勤スタッフ弁護士を希望する第60期司法修習生を対象に、1年間(原則)、常勤スタッフ弁護士を養成する「常勤スタッフ弁護士養成事務所」(以下「養成事務所」という)を募集しています。この取組みは、経験豊かな会員の事務所にて新人弁護士に種々の実務経験を積んでもらい、その後、スタッフ弁護士として、地方事務所や過疎地事務所等に勤務してもらうことを目的としています。

とりわけ東京弁護士会に対しては、本年度、養成事務所として30事務所を確保し、優秀な人材を支援センターに送り出す取組みが強く求められています。

昨年は、第59期司法修習生を対象とした養成事務所として、東弁から14事務所のご登録をいただきましたが、東京地区での養成を希望する司法修習生の数に比して圧倒的に数が不足しているのが実情です。

今年度、支援センターが設立され、また2009年の被疑者国選弁護拡大を控え、常勤スタッフ弁護士を一定数確保する必要性があり、積極的な取組みが求められるところです。

つきましては、皆様からさらなるご応募、ご協力をいただきますよう、重ねてお願いいたします。

なお、ご応募いただいた場合でも、推薦できない場合がありますので、この点をご了承下さい。

* 応募にあたってのお願い *

- (1) 所属弁護士は1名でも結構です。
- (2) 60期・新60期新人弁護士の採用期間(養成事務所実務を積む期間)は、原則として1年です。
- (3) 採用期間中は、60期・新60期新人弁護士に対し、人権感覚を身に付けることができる実務研修を実施していただくようお願いいたします。
- (4) 「日弁連ひまわり基金」制度における「供給型A協力事務所」、また弁護士任官等推進センターによる「新人養成型弁護士任官支援事務所」との兼任も可能です。

■登録申込みの第一次集約：2006(平成18)年6月30日

■内容についての問い合わせ：日弁連 業務二課 TEL. 03-3580-9833

■提出先：東弁 総務課 TEL. 03-3581-2204 FAX. 03-3581-0865